

こんにちは。かわせみクラブの竹村です。

さて、今回のテーマである「子どもの『最善の利益』」とは、聞き慣れない言葉かもしれませんが。これは「児童の権利に関する条約」や「障害者権利条約」などの中で、貧困や虐待、障がいなど、様々な困難を抱える子どもたちを主体に考えたとき、どのような政策判断をすべきかを考えるために使われる概念です。

今回はこの「子どもの『最善の利益』」という観点で、ふたつの課題について質問させていただきます。

### 要旨1 児童養護施設を退所した後の青年たちへの支援について

みなさんは、「ホームレス」とは、どんな人たちだと思われませんか？

「働こうとしない怠け者」、というような認識もあるかもしれません。でも、本当にそうなのでしょうか。

ホームレス支援を行っているNPOの「ビックイシュー基金」が、2008年に30代以下のいわゆる「若者ホームレス」に聞き取り調査を行ったことがあります。私がこの報告書を読んでショックだったのは、「若者ホームレス」の12%が児童養護施設の出身者だった、という事実でした。統計では児童養護施設で暮らす子どもは同世代の0.14%、1万人に14人ですから、「ホームレス」の100人に12人というのは異様に高い数字です。

ただ、思い当たることがあります。以前、私が担任していた生徒が親からひどい虐待を受けて、児童養護施設に保護されたことがあります。

彼は施設から中学を卒業し、寮のある会社に住み込みで就職します。ところがその会社が倒産して、彼は仕事だけでなく、住む場所も失ってしまいます。

彼から私に電話がありました。「先生どうしよう。アパートを借りようとしたら、保証人がいないからダメだって断られた……」

アパートだけではありません。再就職にしても、携帯を契約しようにも、「保証人が必要」です。

でも、「親の支援」を期待できない彼らはどうしたら良いのでしょうか。

私たちなら何かあっても、いざとなれば「実家」に帰って親に頼ることができます。親がセーフティーネットなんです。

でも養護施設を出て、たったひとりで社会に出て行かなければならない子どもたちには、逃げ帰ることのできる「実家」はありません。

その生徒の場合、仕方ありませんから、私が保証人になりました。でも、私がもし断っていたら…… 「ホームレス」は目の前です。

もちろん養護施設を出たあと、順調に仕事につき、結婚し家庭を持って社会で活躍している人たちもけっして少なくありません。

でも一度困難に直面すると、相談したり援助を求めたりできるセーフティーネットがきわめて脆弱なために、いっぺんに“底”まで落ちてしまうことがあります。ということです。それが「ホームレスの12%」の意味なのです。

家庭での養育が困難な子どもたちを、親に代わって育てていくための施設が「児童養護施設」ですが、

最初に、この「児童養護施設」について教えてください。

児童養護施設につきましては、児童福祉法第41条に基づき、保護者のない児童、虐待を受けている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、養護するとともに、あわせて退所者に対する相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設でございます。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置の決定をしております。

「子どもの最善の利益」という概念を考える上で、いちばんわかりやすいのが虐待の場合だと思います。

子どもは親の下で育つ方が良いに決まっています。でも、虐待を受けている子にとっては、たとえ辛いことであっても親から引き離して養護施設で育てた方がその子にとって「最善の利益」につながる、という考え方ですね。

では、藤沢にも児童養護施設はあるのでしょうか。また、そこでは何人の子どもたちが生活しているのでしょうか。

藤沢市内には、神奈川県が所管する聖園子供の家と東京都が所管する片瀬学園の2カ所の児童養護施設がございます。聖園子供の家は、108人の定員に対し88人、片瀬学園は、48人の定員に対し40人が入所しております。

多くの子どもたちは当然、義務教育年齢です。その子たちは、どのような学校に通っているのでしょうか。

児童養護施設に入所している子どもたちは、その施設のある学区の市立小中学校に通学することが原則となっていることから、本市におきましても、その施設のある学区の市立小中学校に通学しております。

つまり、私たちはあまり意識していないかもしれませんが、藤沢にも児童養護施設があり、100人を越える子どもが施設から藤沢の学校に通っている、ということですね。

今年の1月、「明日、ママがいない」というテレビドラマが放映されました。

この番組をめぐる全国児童養護施設協議会などが「誤解と偏見を呼び、施設で生活している子どもたちの人権を侵害しかねない」と抗議したことから、議論を呼びました。

先日、私たちの会派は「聖園子供の家」を視察させていただきました。

そのとき、子供の家の施設長さんは「個人的な見解」としながらも、「明日ママ」についてこう話してくれました。

「どんなきっかけであれ、忘れられている児童養護施設のことに注目してくれるならありがたい。ただし、正しい理解なら。」

その通りかもしれません。では、「正しい理解」とはどんなことでしょうか。

以前、「伊達直人」を名乗る人物から養護施設にランドセルが送られたことをきっかけ

に、全国の施設に様々なプレゼントが贈られる「タイガーマスク運動」と呼ばれる現象が広がったことがあります。

その善意を否定するつもりはないのですが、送られたものの中には、もう着なくなった古着や、遊ばなくなったおもちゃなども少なくなかったそうです。

でも、衣類やおもちゃなら今の時代、養護施設の子どもたちだって、それなりのものは持っています。そうした「もの」が足りないわけではないのです。

ちなみに、私が「本当に送ってほしいものは何ですか」と聞くと、施設長さんは「正直に言えば、お金です」とおっしゃいました。

施設の運営資金は潤沢なわけではありません。職員の人手も足りません。ですから、子どもたちにできるだけのことをしたくても、法律や制度で定められた以上のことをしようとすれば、とてもお金は足りません。

子供の家の出身者で、毎年クリスマスに訪ねてくれる人がいるそうです。その人が必ず持ってきてくれるプレゼントは、「現金50万円」だそうです。それを何年も続けて来ています。それが、現実のタイガーマスクの姿です。

ただ、それでも施設にいる間は、まだ良いのかもしれませんが。

もっと「忘れられている」ことがあるとしたら、それは「施設を出た後の子どもたちのこと」です。

学校を卒業すれば、子どもたちは施設を出なければなりません。

中には親元に帰ったり、里親に引き取られるケースもありますが、多くの場合彼らはたったひとりで社会に出て行かなければなりません。

頼れる親はいません。貯金もありません。運転免許などの資格もありません。

これはどれだけ過酷なことでしょう。

「ランドセル」の善意を否定はしません。でも本当は、施設を退所した後にこそ、もっと支援が必要なのではないのでしょうか。

施設を退所した後の青年たちを支える制度は、どれほどあるのでしょうか。

施設退所後の若者を支援する仕組みといたしましては、児童福祉法により都道府県が行う児童自立生活援助事業、いわゆる自立援助ホーム事業がございます。この事業は、義務教育終了後の支援といたしまして、自立を図るため、必要がある場合に、共同生活を行いながら、相談やその他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うものでございまして、県内では、横浜市に3カ所、川崎市に1カ所、相模原市に1カ所、県域に2カ所の合計7カ所ございます。また、県内には厚生労働省が所管しております地域若者サポートステーションが5カ所あり、若者の不安や仕事に対する悩みなどの相談、支援を行っております。

つまり「自立援助ホーム」というものはあるけれど、県域では2カ所しかない。

もちろん福祉や生活保護の制度を使うことはできるし、支援した人が施設出身者だったということはあった。でも、施設の退所者を支えることを目的とした制度は特にはない、ということですね。

もちろん、児童福祉法では「児童養護施設が退所後の支援も行う」とされていますが、そのための人的配置や予算措置は一切ありません。あくまで施設の善意です。これで良い

のでしょうか。

ただ、ここに来てようやく画期的な動きがありました。

横浜市は昨年から児童養護施設退所後の支援窓口として「よこはまPort For」を開設しました。そして神奈川県も、県域の支援事業として「あすなろサポートステーション」を7月1日から辻堂に開設します。

この事業の概要をお聞かせください。

神奈川県があすなろサポートステーション事業を実施する背景といたしましては、昨今の雇用情勢の厳しさにより、児童養護施設の退所者においても、就労や住居、生活費等、社会的自立への大きな不安を抱えているケースが少なからずある現状から、国が都道府県や指定都市等に対して、さまざまな困難を抱える児童養護施設の退所者等への支援事業について、実施主体となって取り組むよう通知されたことによるものでございます。

この事業の概要でございますが、神奈川県が今年度から新たに実施している事業でございます。児童養護施設等に入所中、または退所した児童を対象に、社会的自立及び安定就労を支援するため、その拠点となるあすなろサポートステーションを本年7月に辻堂に開設し、児童への訪問相談、情報発信、専門相談機関への同行支援を行うほか、県域の児童養護施設職員に対する研修などを実施する予定と聞いております。

私は先日、「あすなろサポートステーション」の運営が委託される、茅ヶ崎の「湘南つばさの家」にうかがって、お話しを聞かせていただきました。

ちなみに委託費ですが、横浜市の場合、2500万円です。ですから「Port For」単独で、さまざまな事業が可能になります。

ところが「あすなろサポートステーション」への県の委託費は、たったの730万円です。これで三浦半島から足柄までを担当するわけです。これでは事務所の運営だけで手一杯で、とてもすべての支援を担えません。

ですから、「あすなろサポートステーション」では地元の市町村との連携を切望していました。市・町の福祉や青少年、勤労行政などと連携して、養護施設退所後の支援のネットワークを作らなければ、実効性のある支援はできません。

なんと言っても、「サポートステーション」は辻堂にできます。

そこで、ぜひ藤沢市も「サポートステーション」と連携して、支援のネットワークを担っていただけないでしょうか。

必要な支援の内容ですが、ここにNPO法人の「ブリッジフォースマイル」が全国の養護施設を対象に行った「社会的自立に向けた支援に関する調査」の報告書があります。

これによれば、重要な支援として

- ・相談できる場所やメンタルケア
- ・緊急時の住宅確保
- ・連帯保証人の確保
- ・進学や就職についての支援

などと続きます。

これらのうち藤沢市で担える課題として、進学、そして就職支援についてうかがいます。まず進学の問題ですが、現在一般家庭の大学や短大、専門学校への進学率は約80%と

言われます。それに対して養護施設出身者の進学率は、約20%にすぎません。そして、このことが、より安定した職業に就くことを妨げる要因ともなっています。

これは「仕方がないこと」なのでしょう。「税金で暮らしているのだから、贅沢を言うな」と言われるかもしれません。でも、子どもたちが養護施設で暮らすことになったのは、その子たちの責任ではありません。

進学率の低さの理由は、ひとつは経済的な問題です。

施設から進学しようとするなら、授業料だけではなく、アパート代も、生活費も、すべて自分で捻出しなければなりません。

これはたいへんな負担です。ですから、一度大学に入ったけれど、途中でその負担に耐えきれずに挫折してしまう中退率も30%と、一般家庭の3倍にのぼります。中には奨学金だけが「借金」として残った、という例が現実起きています。

横浜市は昨年、全国でもはじめて養護施設出身者に対する返還義務のない奨学金制度を新設しました。セーフティーネットの脆弱な彼らに、最初から借金を背負わて社会に送り出すのは、きわめて危険だからです。

藤沢市でも、聖園子供の家などの退所者の、大学や専門学校進学を支援する支給型の奨学金制度を作れないでしょうか。

児童養護施設等を退所した後、大学や専門学校へ進学する場合についての支援や支給型の奨学金制度についてでございますが、現在、神奈川県において、大学進学等自立生活支援費が支給され、学用品や参考図書を購入に充てられております。また、奨学金制度につきましては、退所者は民間の制度を利用している実態があると聞いております。議員御指摘の児童養護施設退所者の進学を支援する奨学金制度が横浜市で開始されましたことから、本市におきましても、今後、庁内関係各課と連携し、奨学金制度の必要性を含めまして研究してまいりたいと思います。

もうひとつは、学力の問題です。もともと施設に入ってくる段階で、家庭に落ち着いた学習環境があったわけではありません。当然、基礎学力にも影響します。

したがって高校も、進学率の低い高校や定時制というケースが増えます。ますます大学や短大への進学から遠ざかるわけです。

養護施設で暮らす子どもたちへの学習支援について、何らかの手立ては考えられないでしょうか。

学習環境などに困難を抱える子どもへの支援といたしましては、現在、福祉部におきまして、生活保護世帯の子どもを中心に、NPOと教員OB、学生ボランティア等の協力によりまして学習支援を実施しております。この事業は、来年度スタートする生活困窮者自立支援制度におきまして、市の委託事業としてその支援対象を広げ、生活保護世帯に限らず、さまざまな困難を抱える子どもへの学習支援として一体的に実施することを検討しております。今後、関係部門とも十分に連携しながら、養護施設で暮らす子どもたちへの支援にもつながるよう、事業内容を検討してまいります。

もうひとつの課題は、就職や再就職への支援です。

養護施設退所者の就職先は、中小の事業所や、非正規の仕事が少なくありません。さら

に、万一企業が倒産したり解雇されれば、そこで一気に「困難」が押し寄せます。

また彼ら・彼女らの中には、心に傷を負っていたり、就労することに困難を抱えている場合もあります。就労支援には、そうした背景についての知識と、場合によっては同行支援などが必要になってきます。

このことについてハローワークは必ずしも十分な知識を持ってはいません。窓口に行ったら、「きみの親はどうしていないの」と無神経に聞かれた、などという話も聞きました。

さいわい、藤沢は「困難」を抱えた若者たちを支援する「ユースワークふじさわ」を持っています。

これを、養護施設を退所した若者たちの「働く」ことへの支援に使えないでしょうか。

若年者就労支援事業ユースワークふじさわにおきましては、ニートやひきこもりなど、困難を抱える若者に対しまして、個々のケースに応じたきめ細やかな就労支援を行っております。御質問の児童養護施設を退所した若者に対する就労支援でございますが、他のケースと同様にユースワークふじさわを御活用いただくことが可能であると考えております。なお、多岐にわたる支援が必要になるケースも想定されますので、必要に応じまして神奈川県が実施を予定するあすなろサポートステーションを初め、関係機関とも十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

今回、私がお願いしているのは、なにも新たに多額の予算措置を講じてほしい、ということではありません。

セーフティネットがきわめて脆弱な彼ら・彼女らの場合、困難に直面すれば結局、生活保護に頼ることになる危険性が高いわけです。

ですが、そうってから生活保護費を支給するくらいなら、もっと早い段階でその分を奨学金として支給したり、就労支援に廻した方が、はるかに社会的コストは抑えられるのではないのでしょうか。

私は、学区に児童養護施設を抱える中学校の教員でした。養護施設で暮らす子どもたちと毎日接していました。

どの子ども、元気で明るい、ごく普通の子どもたちです。ただ、心のどこかに傷を負っていたりします。だからこそ、人の痛みに共感する力も持っています。

でも、その「普通の子」たちが、彼ら・彼女らの責任ではないことで、将来に大きな制約を受けているのです。

彼ら・彼女らの「最善の利益」という視点に立って、「可能性」と「希望」を与えてあげただけませんか。

藤沢市として、児童養護施設を退所後の青年たちへの支援について、今後のお考えをお聞かせください。

副市長（藤間豊） 児童養護施設退所者への本市の支援の考え方ということでございますけれども、児童養護施設を退所した若者たちにとりましては、人生初めてのひとり暮らし、あるいは就職といった経験を経る中で、さまざまな試練に直面をされ、例えば職場になじめず、短期間で離職をする、あるいはそれに伴って住まいも失うといったような生活困窮に陥るケースも少なくないというふうに我々としても把握したところでございます。

今回、辻堂におきまして、神奈川県が県域として初めて児童養護施設退所者への支援を

開始するという状況になりました。市といたしましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、まずはこの神奈川県が設置するあすなろサポートステーション事業との連携を図る中で、困難を有する若者への支援として実施しておりますユースワークふじさわ、あるいは個別サポート事業など、本市が既に実施しておりますさまざまな支援への引き継ぎといったようなこと、あるいは民間での事業の紹介等も含めまして、あわせて行ってまいりたいと考えております。

加えまして、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法が施行されますので、既に構築しております福祉、教育、あるいは就労の各部門の庁内の横断的なネットワークをさらに強化させていただきまして、福祉の総合的な相談窓口の充実も図る中で、生活困窮者への支援策の一環として、この児童養護施設の退所者の皆さんへの支援という形で、個人の状況を十分に把握させていただいた上で、さまざま取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、庁内、庁外のネットワークの構築を行いまして、より適切な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ぜひ、ご検討を要望して、要旨1の質問を終わらせていただきます。

## 要旨2 「いじめ」をはじめとする様々な困難から子どもたちを守るとりくみについて

先日私は、小森美登里さんという女性にお会いしました。

小森さんは16年前に、高校生だったお嬢さんを「いじめ」による自殺で亡くされています。

自ら命を絶った娘を発見したときの母親の驚きと悲しみを、私は想像することしかできません。告別式でご両親が最後にお嬢さんの亡骸にかけた言葉は、「生まれてきてくれてありがとう」だったそうです。

この小森さんは、藤ヶ岡中学校を卒業された、藤沢出身の方です。私たちのすぐ近くでも、こんなことが起きていたのです。

その後小森さんは、我が子を「いじめ」で失った全国の親御さんたちと「ジェントルハートプロジェクト」というNPOを立ち上げて、「いじめ」をなくすための活動をはじめます。その「ジェントルハートプロジェクト」のホームページに、小森さんはこんな言葉を書いていらっしゃいます。

私たちは「いじめ」の本質は加害側の心の問題にあるとして、加害側の心に寄り添うことなしに、この問題の解決はないと考えています。

私たちの目指しているのは、予防による「いじめ」の抑止であり、厳罰化や規則、「やられたらやり返せ」といった風潮を煽ることではありません。

子どもたちが本来持っている「やさしい心」（ジェントルハート）を育むことこそが、問題解決のあるべき姿であると確信して……います。

私が驚くのは、我が子を「いじめ」で亡くされた方でありながら、「加害側」の心に思いをはせ、「厳罰」や「やり返す」ことではなく、「やさしい心をはぐくむ」ことが「問題解決のあるべき姿」だとおっしゃっておられることです。

どれだけの血の滲むような葛藤の末、その思いに至られたのでしょうか。

では、小森さんの訴える「問題解決のあるべき姿」を、どのように考えたら良いのでしょうか。

少し長くなりますが、私が出会った子どものこととお話しさせてください。

「いじめ」の構造は、けっして簡単ではありません。その複雑な構造を知っていただくには、どうしても時間がかかることをご容赦ください。

クラスで、何人かが集団で特定の女の子を「無視」するという「いじめ」が起きたことがあります。「からかい」や「悪口」も辛いけれど、「無視」というのも相当に精神的に辛い「いじめ」です。

それに気がついて、すぐに「無視」をしていた生徒たちと話し合いました。

するとその中に、リーダー格で「いじめ」を主導していた女の子がいたことがわかってきます。私はその子を呼んで、話をしました。でも、いくら話しても、堅い表情をして心を開いてくれません。

でも話していくうちに、あることがわかってきます。

その子の家は、母子家庭でした。両親が離婚したため、戸籍上はお母さんの名字に変わったのですが、その子は以前のお父さんの姓を名乗り続けていました。

両親の離婚という辛い経験、もしそのことがわかったら「いじめられるのではないか」という不安、……そうした不安やいらだちが、他の生徒に対する「いじめ」に向かう、ひとつの要因になっていました。

でも、実は「いじめられていた」子ども、ひとり親家庭の子だったのです。そのことで、いろいろな辛い思いもしていました。

本当は、ふたりはいちばん近いところにいるのに、お互いの辛さに共感しあい、つながっていくのではなく、「いじめる」「いじめられる」という関係になっていました。やりきれませんでした。

みなさんはこの場合、どうすれば良いと思われますか。「いじめ」た子を厳しく指導し、罰すれば解決するでしょうか。

私は試行錯誤したあと、ある卒業生が書いた文章を題材に授業をしました。

その卒業生も、母子家庭で育った生徒でした。彼は卒業式の答辞で、「ぼくは母子家庭だということを、ずっと恥ずかしいと思ってきた。でも、たいへんな苦勞をしてぼくを育ててくれた母を、今は誇りに思う。」と、みんなの前で話して卒業していきました。

いろいろな経過は省略しますが、「いじめ」をしていた女の子の心に届いたのは、私の叱責ではなく、この文章でした。

彼女は授業の直後、泣きながら私のところに来て「先生、私もクラスみんなに話したい」と言い出します。

そして皆の前で、両親の離婚のこと、本当の名字は違うことを打ち明け、これからは「本当の名前」を名乗って学校に通いたい、と話します。

そのあと、彼女はこんな作文を書きます。

私にとって一番つらいことが何であれ、私は他の人よりつらいことを経験しているのに、その私が、私以外の人のことを考えず、自分のわがままで、外の人をやたらいじめたりしたことを今とてもはづかしく思います。

……こんどの事は、私の一生その事を背に持って行かなければならないのに、それに背を向けていた自分がはずかしいと思います。

これからは自分に正直に生きていきます。

中学生が、こんなにも深く、自らを省みて文章を書いたのです。

このことで、彼女は本当に別人のように変わります。いじめられていた子とも、関係がつながっていきます。

もちろん、すべての「いじめ」がこんな図式で語れるわけではありません。ですが、私にとって「いじめの解決」とは何かを考えさせられた、忘れられない経験です。

いま、「いじめる側」には厳しく対処せよ、とする意見もあります。もちろん、暴力や、金銭の要求に及ぶような場合はやむを得ないでしょう。

ですが、私は基本的には、いじめの「加害者」と「被害者」を固定的に二分し、「加害者」に厳罰をもってのぞめば良い、という発想には同意できません。

子どもたち一人ひとりが抱えている要因や背景を把握し、適切な支援を行うことで子どもたちの「関係をつないでいく」という「支援教育」の理念こそが、教育の基本的な役割ではないのでしょうか。

いじめの問題につきましては、議員御指摘のとおり、いじめを受けていた児童生徒がいじめを行う側に転じたり、いじめを行った児童生徒がいじめを受ける立場になることもございます。そのため、いじめにかかわる全ての児童生徒に対して、抱えているさまざまな要因や、家庭的、社会的な背景を捉えた上での適切な支援が必要であることから、一人一人のニーズに応じた支援を行うという支援教育の理念のもと、種々の問題に対応しているところでございます。

一方、「学校で起きた、子どもの『いじめ』」という認識だけでは、解決しないことも少なくありません。

「いじめ」は、しばしば複雑な背景の上に起きます。

さきほどの例も、そこには貧困や、ひとり親家庭に対する偏見、地域の間人間関係など、いろいろな問題が複雑にからみあっていました。

桐生で起きたいじめ自殺の場合は、アジア系外国人に対する差別が背景にあったことが指摘されています。

性同一性障がいの子どもの「気持ち悪い」と言われ、不登校になったという話を聞きました。これも、社会全体で「セクシュアル・マイノリティ」への偏見を払拭していかなければ解決しません。

学校で起きる「いじめ」の中には、社会のさまざまな矛盾や差別意識などが子どもたちに投影されたものである場合もあるはずで、学校だけではなく、市全体のとりくみも必要ではないのでしょうか。

議員御指摘のとおり、いじめの問題につきましては、社会のさまざまな問題や矛盾、差別意識などが子どもたちに投影されたものである場合も少なくないと認識しております。市といたしましても、2007年2月に藤沢市人権施策推進指針を策定し、指針に基づき、人権課題の解決に向けまして、さまざまな取り組みを進めているところでございますが、社会の中には依然といたしまして多くの人権問題、差別意識が存在しているものと認識しております。さまざまところで起きている差別問題などは、今日の大人社会においても起こっている問題であり、子どもたちにとって本来は手本となるべき大人が手本となり得ていないといったことも、いじめ問題を生み出す社会的な背景となっているものと思えます。市といたしましても、こういったいじめ問題を生み出す社会的な背景を踏まえまして、社会全体への意識啓発に努めるとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を阻害するいじめ問題の解決に向けまして、教育委員会と連携した中で取り組みを推進してまいりたいと考えております。

私はこの2月、大津市に視察に行きました。

事件を受けて作られた、市長直属の第三者相談機関である「いじめ対策室」に行き、お話をうかがいました。

「いじめ対策室」というと非常に固い名前ですが、パンフレットには「おおつこのみ

んなへ ひとりでなやまないで」と書いてあります。子どもたちの困りごとに、丁寧に寄り添うための窓口です。

印象的だったのは、この「対策室」の相談員さんのお話でした。

大津市の場合、議会で「いじめ防止条例」が成立し、これを受けて「いじめ対策室」も、「いじめ」の問題に特化して作られています。

でも対策室の相談員さんたちは、口々に「いじめに特化されると、とてもやりにくい」とおっしゃるんです。

いじめの相談を受けて、丁寧に話を聞くと、いじめの背景にさまざまな問題が絡み合っていることが見えてくる。ところが、「いじめの相談窓口」と規定されてしまっているのので、その背景が見えてきても、その本質のところには権限が及ばない。だから、「いじめに特化しない方がいいですよ」っておっしゃるんですね。

たとえば、大阪の桜ノ宮高校の事件と大津の事件は、「心に耐え難い圧迫を受て、子どもが死に追いやられた」という意味では、本質的に同じです。相手が同級生か、教師かというだけの違いに過ぎません。

ところが、子どもが「体罰」を訴えてきたも、「いじめ対策室」は権限が及ばなくなります。「いじめ」の根っこに、「貧困」や地域社会の大人の関係が見えてきても、これも権限が及びません。

鈴木市長は施政方針で「いじめ」問題についての条例の制定を打ち出されました。そのことにはもちろん賛成なのですが、

私は制定するのであれば「いじめ」に限定するのではなく、子どもたちの抱える様々な困難から子どもたちの「最善の利益」をはかるための幅の広い条例とすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今回の条例制定の主たる目的といたしましては、全国的に大きな社会問題となっており、いじめ問題の解決でございますが、議員御指摘のとおり、子どもたちが抱える困難は、いじめ以外にも多岐にわたっているものと認識をいたしております。また、ただいま大津市を視察されたお話などを伺い、他市の取り組み事例に関する議員のお話を伺い、改めていじめの背景にはさまざまな問題が複合的に絡み合っているとの認識をさらに強く持ったところでございます。市といたしましては、喫緊の課題でありますいじめ問題の解決を主眼とする中で、何よりもさまざまな困難を抱える子どもたちを守るといった観点をどのような形で条例に盛り込めるかなど、有識者や学校関係者等から御意見をいただきながら、引き続き条例の内容に関し、検討を進めてまいりたいと考えております。

もうひとつ、その条例は「誰のためのもの」でしょうか。

いま法律や条例を作るとき、その主体となる方の視点に立った、わかりやすい文章を作る例が出ています。

これは内閣府が、「障害者差別解消法」を障がい当事者が理解しやすいように作った「差別解消法・わかりやすい版」です。

できるだけ簡単な言葉で、ふりがなもふられています。障がいのある方たちにこそ読んでほしい法律だから、です。

こちらは、宝塚市の「こども条例」です。

宝塚では当事者である子どもたちのために、「小学生版の条例文」や「中学生版」をパンフレットにして子どもたちに配布しました。

このごろ各地で作られた「いじめ」に関する条例の中には、たとえば「子どもはいじめをしてはなりません」などを書いてあるものもあります。

でも宝塚の条例は、「大人は、みんなできみたちを守るよ」「きみたちも、困ったら助けを求めていいんだよ」そして「だから、きみたちもお互いを認めあおうよ」という構造になっています。否定形じゃないんですね。

いろいろなご意見はあると思いますが、私は「子どもの目線に立った条例」って、こういうことだと思います。

「障害者差別解消法」や宝塚市の「子ども条例」のように、当事者である子どもたちの視点に立った「子ども版の条例文」などを作成するお考えはいかがでしょうか。

(仮称)藤沢市いじめ防止条例の制定につきましては、子どもたちが笑顔で生活できることを目的として、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会におきまして検討しているところでございます。いじめ等の問題は、当事者である子どもたちが主体的に考え、行動できるよう導くことが必要であることから、教育委員会といたしましては、児童生徒がこの条例の内容を自分のこととして受けとめ、考えることができるよう、わかりやすい内容の子ども版の作成を検討してまいります。

「いじめ」の問題が難しいのは、学校の対応が問題とされたときや、「いじめられた」側と「いじめた」とされた側の見解が対立したときです。

昔はよく「教育委員会に訴える」という言い方がありました。でも、このごろは「教育委員会も学校と同じ穴の貉だ」と言われてしまうことも少なくありません。大津の場合は、その顕著な例です。

もちろん、まず学校が全力で解決にあたるのが当然ですが、それが困難な場合、大津の「いじめ対策室」のような第三者的な相談機関を作ることもひとつの方法ではないでしょうか。

もちろんメールや電話という方法もありますが、先日の子ども文教常任委員会でも指摘があったように、やはり直接顔と顔をあわせて、ゆっくり会話をしながら相手の本当の願いを聞き取っていくのとは、まったく違います。

大津の「いじめ対策室」はまさにそのための相談窓口でした。

また、大津で「こういう機関がありますよ」と教えていただいたのが、兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」です。

先日、私たちの会派で視察に行ってきました。

こちらも、子どもたちに直接会って、丁寧に「困りごとは何なのか」を聞き取り、「子どもの最善の利益」を一緒に考えていくための窓口でした。

大津と違うのは「いじめ」に限定するのではなく、困りごとに総合的に対処し、場合によっては学校に対する勧告なども行う、ということです。

大津の「いじめ対策室」や川西の「子どもオンブズパーソン」のような、相談窓口を設置するお考えはいかがでしょうか。

中立性ということ言えば市長部局直属であるべきなのかもしれませんが、当面は学校教育相

談センターに、「いじめ」や人権相談などの機能を付加し、拡充する方法もあると思います。お考えをうかがいます。

教育委員会は、日ごろより、児童生徒及び保護者の声に真摯に耳を傾けて相談や支援を行っております。特にいじめ等の問題につきましては、学校が主体となって子ども同士のかかわりの中で解決に向かうことが大切であることから、学校や子どもたちへの支援を行っております。学校教育相談センターにおきましては、従前より保護者や児童生徒からのいじめ等学校生活に係る相談に対しまして、心理の専門家が電話や来所での相談に応じております。また、必要に応じて児童相談所などの関係機関とも連携しております。さらに、今年度より、複雑化する事案や学校からの緊急要請に対応するため、いじめ防止対策担当スクールカウンセラーを配置しているところでございます。教育委員会といたしましては、学校相談教育センターにおいて、学校や教職員の立場とは違う専門性を有するスクールカウンセラーを配置していることから、その相談機能について市民への周知を図るとともに、充実に努めてまいります。また、複雑化し、学校では解決が困難で対応に課題が残る事案に対しましては、学校と直接かかわりのない中立的な立場で相談を受ける第三者機関とも連携して対応してまいりたいと考えております。

今回、私は「条例」や「相談窓口」という、「しくみ」の話を中心にさせていただきました。

でも、いくら「条例」や「しくみ」を作っても、結局は学校や先生たちの「いじめを許さない姿勢」「いじめを見抜く感性」そして「子どもたちと共に人権感覚を高め合う指導技術の向上」こそが基本ではないのでしょうか。

「いじめ対策」とは、結局はまず現場の教職員がその感性を磨き、知識をたくわえ、指導方法を改善することではないのでしょうか。

教育委員会といたしましては、教職員が児童生徒のいじめ問題に対応する場合、子どもたちの表情や行動のささいな変化を読み取ることにより、子どもたち一人一人の気持ちを把握する力を身につけること、また、日ごろより子どもたちの様子を教職員間で共有し、人間関係や一人一人の状態を共通理解しておくことが必要であると考えております。そのことを踏まえ、教職員は、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた支援を行っているところでございます。教育委員会といたしましては、教職員が常にそのような視点を持ち、一層の指導力向上を図るため、これまでも各種研修等を通して啓発を図ってきております。さらに今年度は、複雑化する事案に適切に対応するため、いじめ防止対策担当スクールカウンセラーを活用して実践的な研修を実施し、教職員の指導力向上のための支援に努めてまいります。

ありがとうございました。

最後に、「いじめ」をはじめとする様々な困難から子どもたちを守り、支えていく課題について、吉田教育長のお考えをお聞かせください。

教育長（吉田早苗） いじめを初めとするさまざまな困難から子どもたちを守り、支えていく課題につきまして、私といたしましては、昨年就任以来、本市の学校教育の方針を、子どもたちの笑顔があふれる学校づくりとして、その推進に努めてまいりました。この方

針を、学校はもとより、広く市民の皆様にも知っていただき、子どもたちの笑顔があふれる学校づくりに御支援、御協力をいただきたいと考え、本市教育委員会のホームページである「教育長の窓」で周知を図ったり、さまざまな場面でお伝えしてまいりました。本市教育委員会では、「ともに学び、ともに育つ」を教育理念の根幹に据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが大切であると考えております。

加えて、子どもたちの笑顔のために何ができるのかを模索し、子どもたちの教育活動のための教育環境の整備に努めてまいりました。とりわけ、ここ1年余りの間は、いじめ防止対策に重点を置いて取り組んでまいりました。いじめにより子どもたちがみずから命を絶つことがないように、子どもたちや保護者の声を広く聞くため、議会での御意見を踏まえ、24時間対応の電話やメール相談ができるホットラインを設置したり、いじめ相談専任のスクールカウンセラーを配置したりいたしました。そのことにより、いじめ問題を適切に把握するとともに、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けての取り組みが、よりスムーズに行えるようになりました。また、本年2月には、本市のいじめ防止対策基本方針として、「すべての子どもたちが、笑顔で通える学校づくりのための基本方針」を策定いたしました。この方針に基づき、各学校においては、児童生徒の実態に即して各学校が独自にいじめ防止基本方針を策定し、笑顔で挨拶、命を大切にする、相手を思いやるといったように、具体的に取り組んでいるところでございます。各学校が策定したいじめ防止基本方針は、各学校のホームページや学校だよりなどで広く周知を図り、いじめ根絶に向けて、保護者や地域の皆様にも御理解をいただくとともに、御協力や御支援をお願いしているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、今後も、子どもたちの命を守り、子どもたちの笑顔のために何ができるかを模索し、いじめやさまざまな困難から子どもたちを守るために、市長部局各課とも連携を図り、保護者や地域の皆様方のお力をおかりして、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりを推進してまいります。

吉田教育長がいつもおっしゃる「すべての子どもの笑顔が輝く」学校や社会を作り、「子どもたちの最善の利益」を追求するため、いっそうの論議と取り組みを要望して、私の一般質問を終わります。